

保険・年金
フォーカスEU ソルベンシー II における LTG 措
置等の適用状況とその影響(3)
—EIOPA の 2020 年報告書の概要報告—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

[前回のレポート](#)では、EIOPA（欧州保険年金監督局）が 2020 年 12 月 3 日に公表¹した「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2020（Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2020）」の第 3 のセクションから、VA（ボラティリティ調整）の適用状況について、その国別の適用状況や SCR（Solvency Capital Requirement：ソルベンシー資本要件）比率への影響等を報告した。

今回のレポートは、EIOPA の報告書の第 3 のセクションから、TRFR (Transitional on the risk-free rate: リスクフリー金利に関する移行措置) と TTP (Transitional on technical provisions: 技術的準備金に関する移行措置) という移行措置の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告する²³。

2—TRFR 及び TTP の国別の適用状況(適用会社及び SCR 比率への影響等)

1 | TRFR (リスクフリー金利に関する移行措置)

(1) 適用会社

TRFR は、単体では 3 カ国(ドイツ、ギリシャ、アイルランド)からの 5 社が適用している。これは、英国除きでは前回の報告書と同じである。また、これらの会社は、生命保険会社、生損保兼営会社又は再保険会社であり、損害保険会社は含まれていない。

なお、グループで見れば、ドイツとオランダとフランスの 3 か国からの 3 つのグループとなっている。

¹ https://www.eiopa.europa.eu/content/report-long-term-guarantees-measures-and-measures-equity-risk-2020_en

² 前回のレポートで述べたように、以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPA の「長期保証措置と株式リスクに対する措置に関する報告書 2020」からの抜粋によるものであり、必要に応じて、筆者による分析数値を加えたり、表の項目の順番を変更する等の修正を行っている。

³ LTG 措置や株式リスク措置の具体的説明については、「[EU ソルベンシー II における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(1\) —EIOPA の 2020 年報告書の概要報告—](#)」を参照していただきたい。

TRFRの国別適用状況(会社及びグループ数)

	生命保険会社	生損保 兼営会社	再保険会社	単体合計	グループ
ドイツ	1	0	0	1	1
ギリシャ	1	2	0	3	0
アイルランド	0	0	1	1	0
オランダ	0	0	0	0	1
フランス	0	0	0	0	1
EEA	2	2	1	5	3

TRFR を用いた 3 つの会社の市場シェアの合計が国内市場の 24%であるギリシャを除いて、TRFR を用いた会社の技術的準備金における市場シェアは、EEA(欧州経済地域)と各国レベルの両方で無視できる水準である。

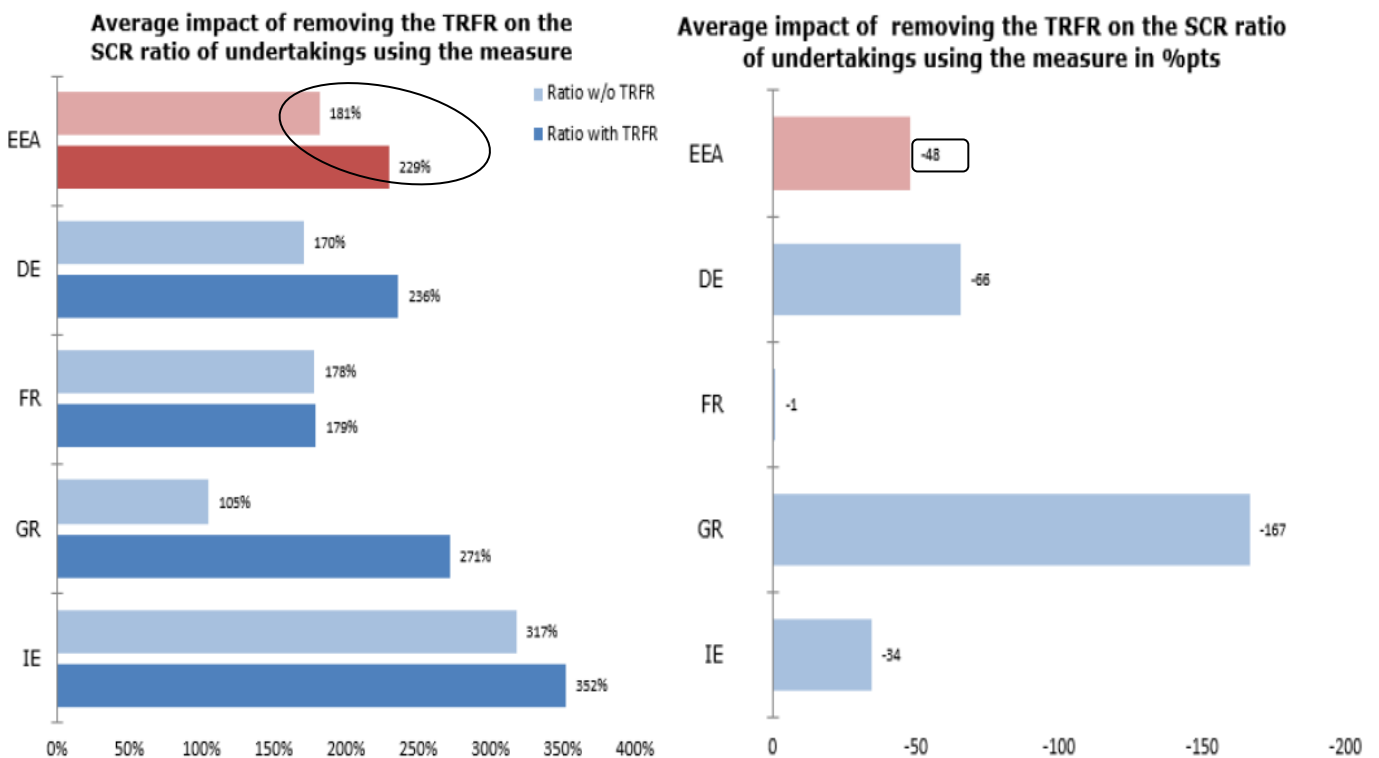
また、TRFR と VA(ボラティリティ調整)を同じ負債に同時に適用することができるが、TRFR を適用する 5 社は全て VA も適用している。

(2)SCR 比率への影響

TRFR の非適用により、適用会社全体の平均 SCR 比率は 229%から 181%に 48%ポイント低下する。

なお、適用会社の SCR 比率の分母の SCR は平均 12.7%増加し、分子の適格自己資本は平均 11.0%減少する。

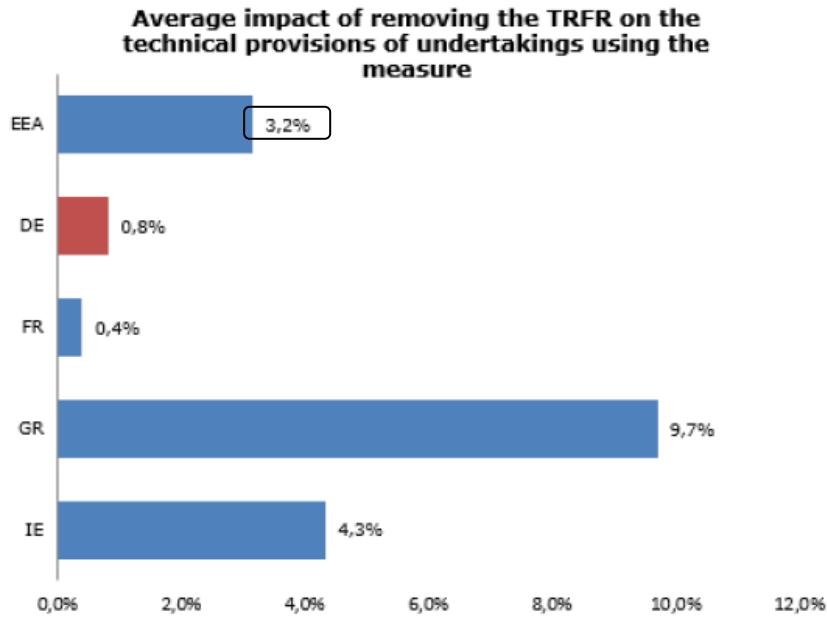
図表 TRFR 非適用の SCR 比率への影響(措置適用会社)



(3)技術的準備金への影響

TRFR の非適用により、適用会社の技術的準備金は 3.2%増加する。

図表 TRFR 非適用の技術的準備金への影響(措置適用会社)



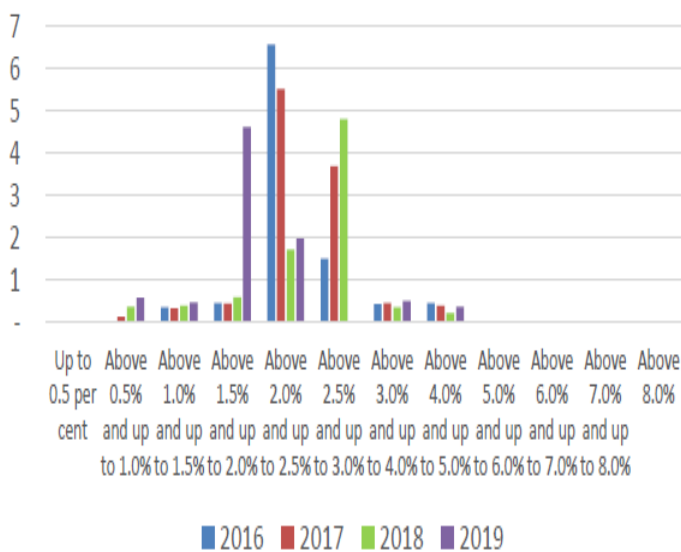
(4)TRFR に関する追加情報

TRFR によるリスクフリー金利に対する平均調整は、2016 年の約 1.6%、2017 年の約 1.2%、2018 年の約 1.1%に対して、2019 年は約 1%であった。

保証レベル帯域別の最良推定値やデュレーションの分布は、以下の図表の通りとなっている。保証レベルが 2%から 3%の帯域での最良推定値の金額が顕著に高くなっている。また、最近の保証利率水準の引き下げ動向を反映して、一般的には保証レベルが低い帯域ほどデュレーションがより長くなっている。

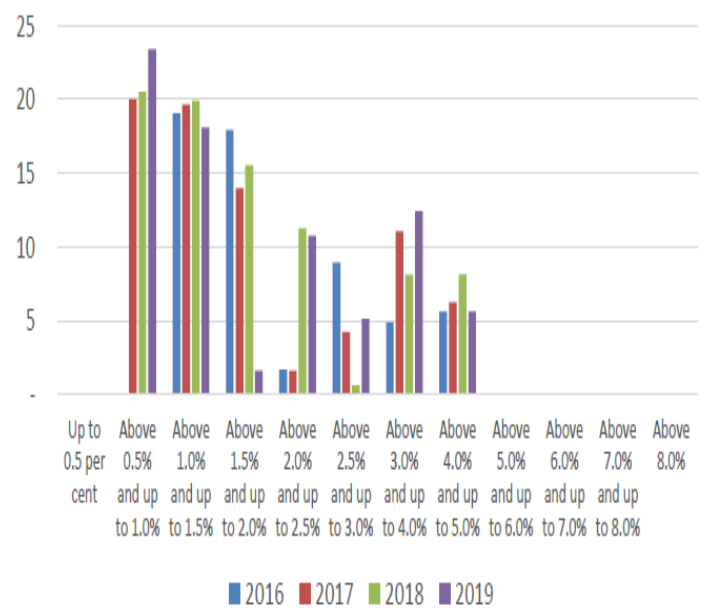
図表 保証レベル帯域別の最良推定値の分布

TRFR: Distribution of Best Estimate in bands of guarantee level (in bn. Euro)



図表 保証レベル帯域別のデュレーションの分布

TRFR: Distribution of duration in bands of guarantee level



2 | TTP (技術的準備金に関する移行措置)

(1) 適用会社

TTP は 11 カ国からの 136 社が適用している。なお、前回の 2019 年の報告書では(英国を除いて) 10 カ国からの 133 社が適用していたので、EEA 全体としては 3 社が増加しただけで大きな変化は見られなかった。なお、新たにリヒテンシュタインからの会社が適用している。

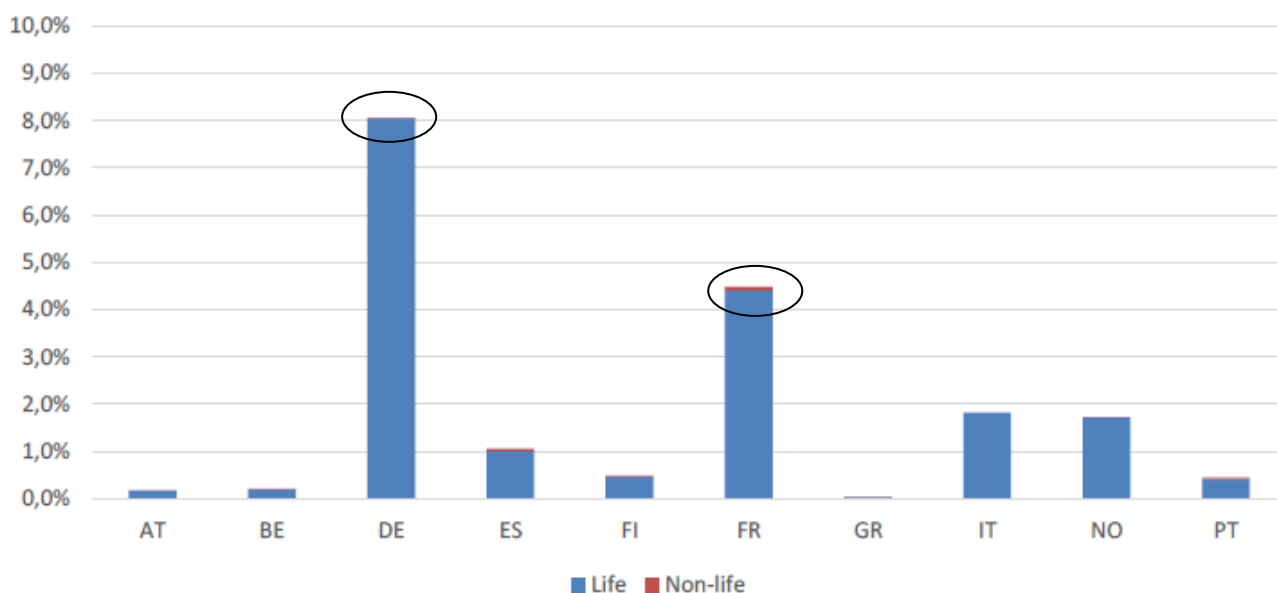
国別では、ドイツが 59 社で最も多く、フランスの 21 社、スペインの 19 社と続いている。

TTPの国別適用状況(会社数)

	生命保険会社	損害保険会社	生損保 兼営会社	再保険会社	合計	合計 (前年度)	前回からの 変化
オーストリア	0	0	4	0	5	5	0
ベルギー	1	0	1	0	1	1	0
ドイツ	57	2	0	0	59	58	1
スペイン	3	1	15	0	19	20	-1
フィンランド	3	2	2	0	7	6	1
フランス	9	0	12	0	21	20	1
ギリシャ	0	0	1	0	1	1	0
イタリア	1	0	1	0	2	1	1
リヒテンシュタイン	1	0	0	0	1	0	1
ノルウェー	2	0	3	0	5	6	-1
ポルトガル	7	5	3	0	15	15	0
EEA	84	10	42	0	136	133	3

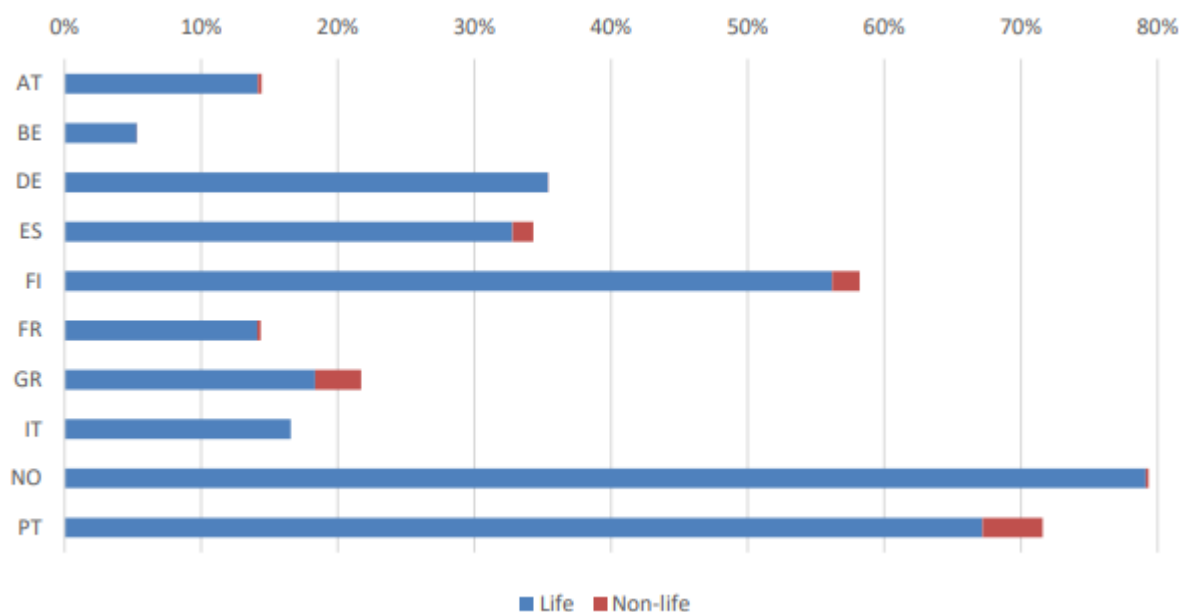
TTP を適用している会社の技術的準備金の EEA 市場シェアは 25%で、国別では、ドイツが約 8%で最大シェアを有し、フランスが約 4.5%で続いている。

図表 TTP を適用している会社の技術的準備金の EEA 市場シェア



次ページの図表が、TTP を適用している会社の技術的準備金の各国における市場シェアを示している。ノルウェーでは 79%の市場シェアで最大で、ポルトガルとフィンランドでも 50%を超えている。

図表 TTP を適用している会社の技術的準備金の各国における市場シェア



TTP と MA (マッチング調整) を併用している会社は 8 社で、TTP と VA (ボラティリティ調整) を併用している会社は 118 社である。技術的準備金の EEA 市場シェアでは、それぞれ 0% と 21% となっている。

なお、TTP を適用している EEA グループは 67 グループとなっている。

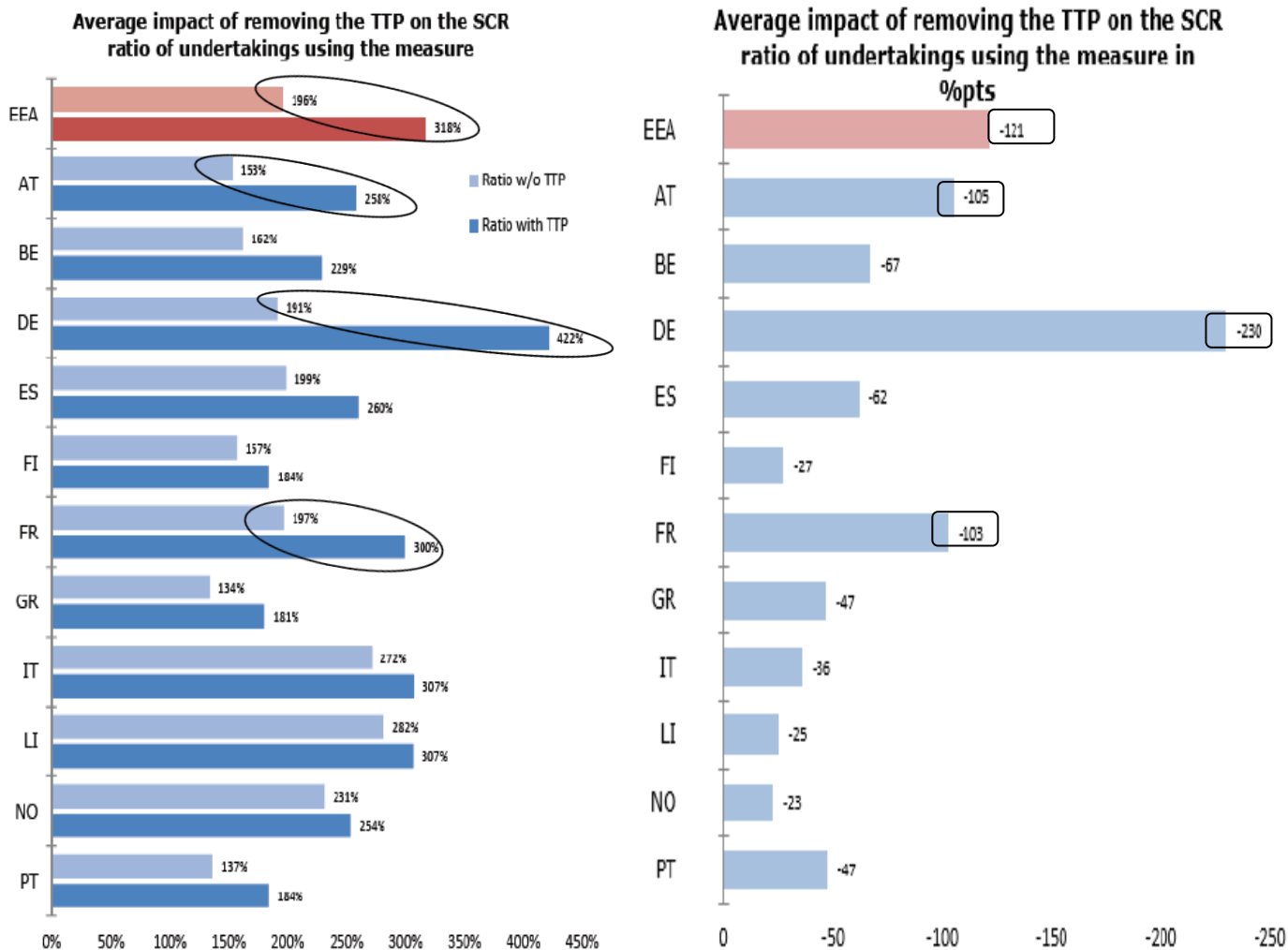
(2) SCR 比率への影響

TTP を適用しなかった場合の SCR 比率の影響については、以下の図表の通りである。

TTP を適用している EEA の会社全体では 318% から 196% に 122% ポイント低下する。

国別では、ドイツで 422% から 191% に 231% ポイント低下し、オーストリアで 258% から 153% に 105% ポイント低下し、フランスでは 300% から 197% に 103% ポイント低下しており、これらの国々における影響の大きさが明らかになっている。

図表 TTP 適用による SCR 比率への影響



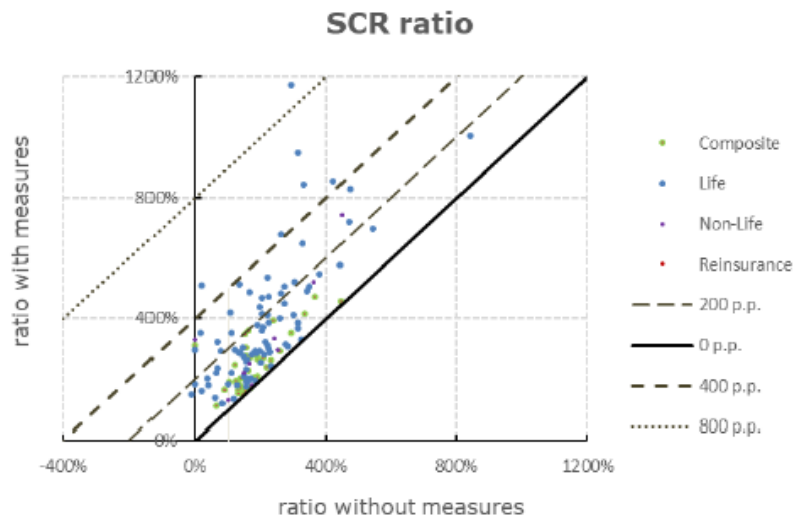
なお、SCR 比率の分母と分子に当たる SCR と適格自己資本への TTP の非適用による影響は逆方向となっており、TTP の非適用により、EEA 全体では、SCR は 9.2%増加し、適格自己資本は 32.5%減少する。

国別では、ドイツにおいては、SCR が 18.8%増加、適格自己資本が 46.1%減少し、オーストリアにおいては、SCR が 14.1%増加、適格自己資本が 32.4%減少し、フランスにおいては、SCR が 7.9%増加、適格自己資本が 29.1%減少しており、これらの国々での影響度が加盟国の中では最大規模となっている。

次ページの図表が、TTP を適用している会社の SCR 比率の適用前後の状況を示している。

TTP を適用している会社の 51%の絶対的な影響は 0%から 100%ポイントの範囲内となっている。また、11%の会社が TTP を適用しない場合、SCR 比率が 100%未満となる。さらに、0.75%の会社が、TTP を適用しない場合、適格自己資本がマイナスになる。

また、生命保険会社と損害保険会社及び生損保兼営会社の間で、影響度に明確な差異は見られない。



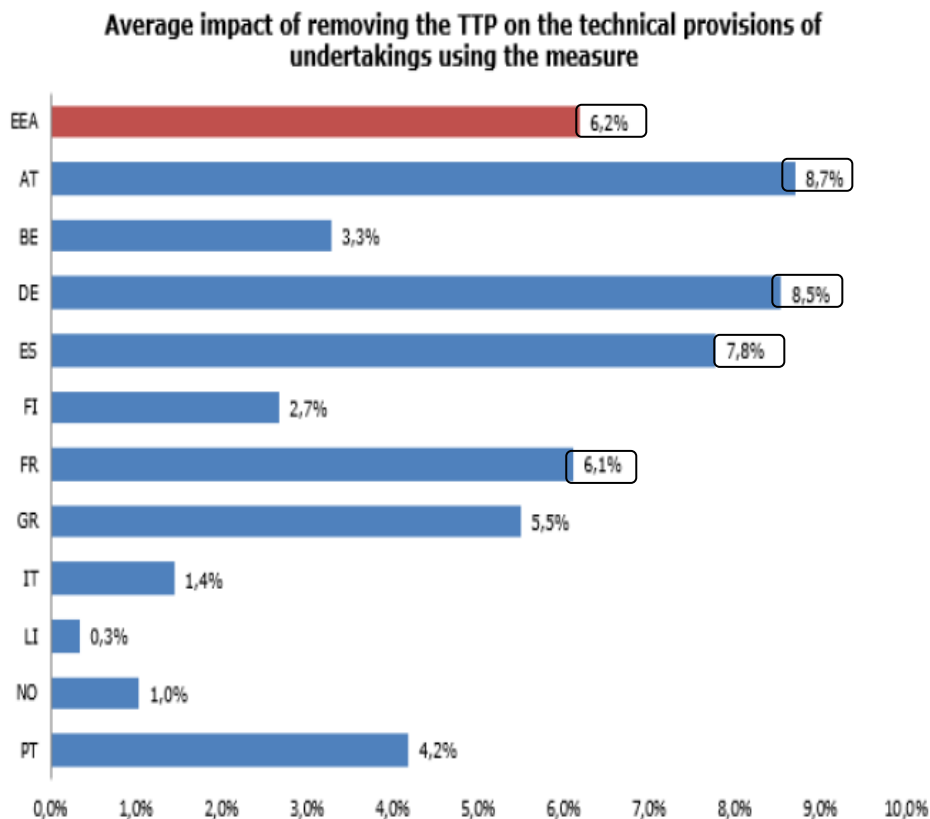
(3) 技術的準備金への影響

TTP を適用しなかった場合の適用会社の技術的準備金への影響は、以下の図表の通りである。

EEA 全体では、適用会社の技術的準備金は 6.2% 増加する。

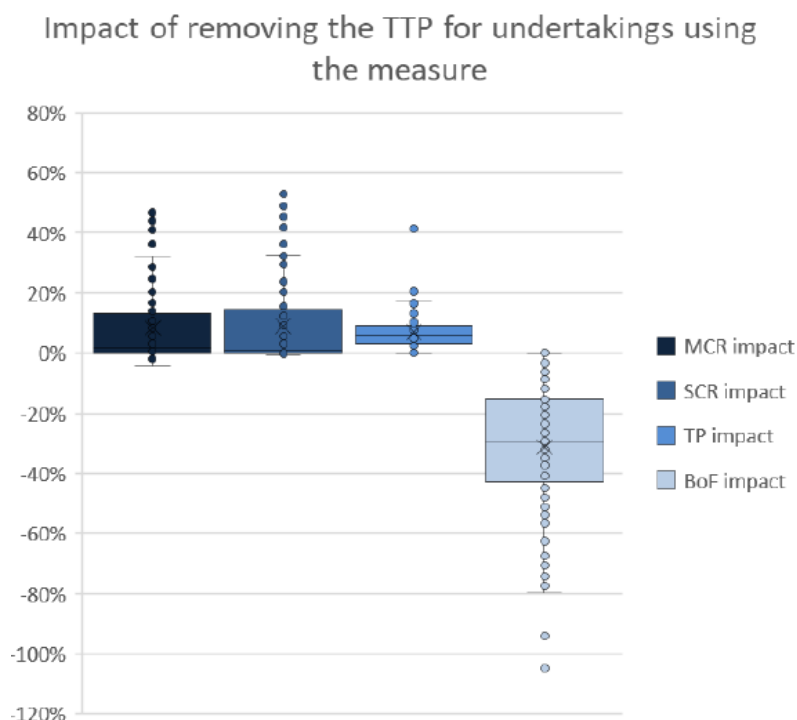
国別では、オーストリアの適用会社が 8.7% と最も大きな影響を受け、ドイツが 8.5%、スペインが 7.8%、フランスが 6.1% と続いている。

図表 TTP 適用による技術的準備金への影響



次ページの図表が、TTP 適用会社において TTP を非適用とした場合の影響度の分布を示している。

図表 TTP 適用会社において TTP を非適用とした場合の影響



(4)QRT(定量的報告テンプレート)情報に基づく TTP に関する追加情報

TTP については、会社が監督当局に定期的に提供する定量的情報に基づいて、さらに分析を行っている。定量的情報は、NSAs (National Supervisory Authorities: 各国監督当局) によって適用される制限の数を特定している。

次の表が、適用される制限の数の概要を示している。

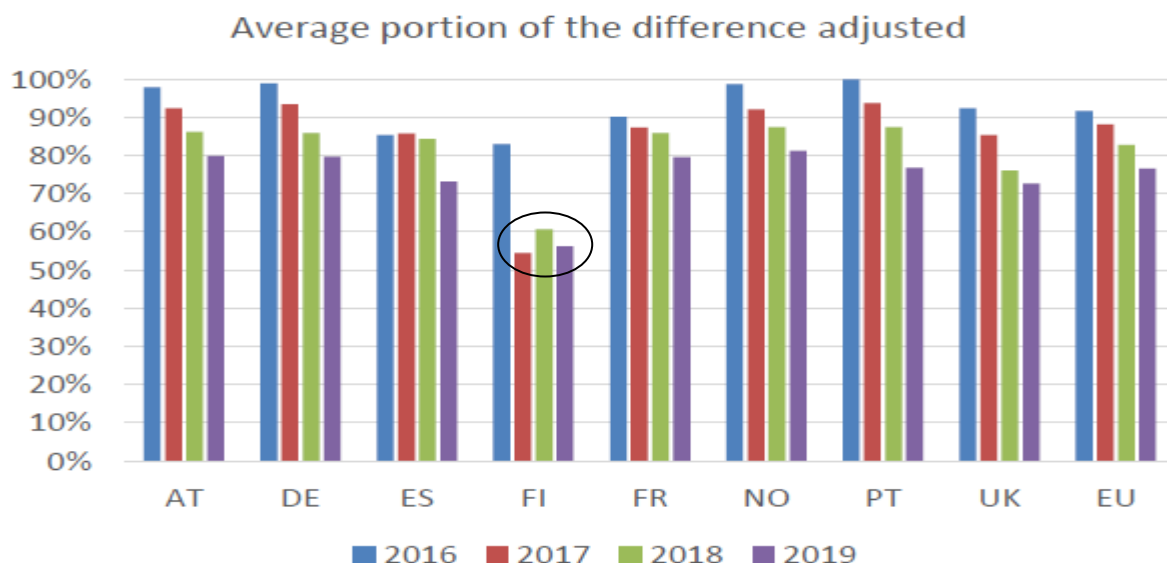
TTPに関するQRT情報提供会社

	2019
オーストリア	5
ドイツ	55
スペイン	10
フィンランド	5
フランス	18
ノルウェー	4
ポルトガル	15
その他	5
EEA全体	117

TTP が適用できる調整の最大部分は、移行期間の 16 年間で直線的に(毎年 6.25%ずつ)減少する。適用可能な最大額は、2016 年末 100%、2017 年末 93.75%、2018 年末は 87.50%であったが、2019 年末は 81.25%であった。なお、TTP を適用した会社に適用された平均割合は、2016 年末は 93%、2017 年末は 88%、2018 年末は 83%であったが、2019 年末は 77%であった。

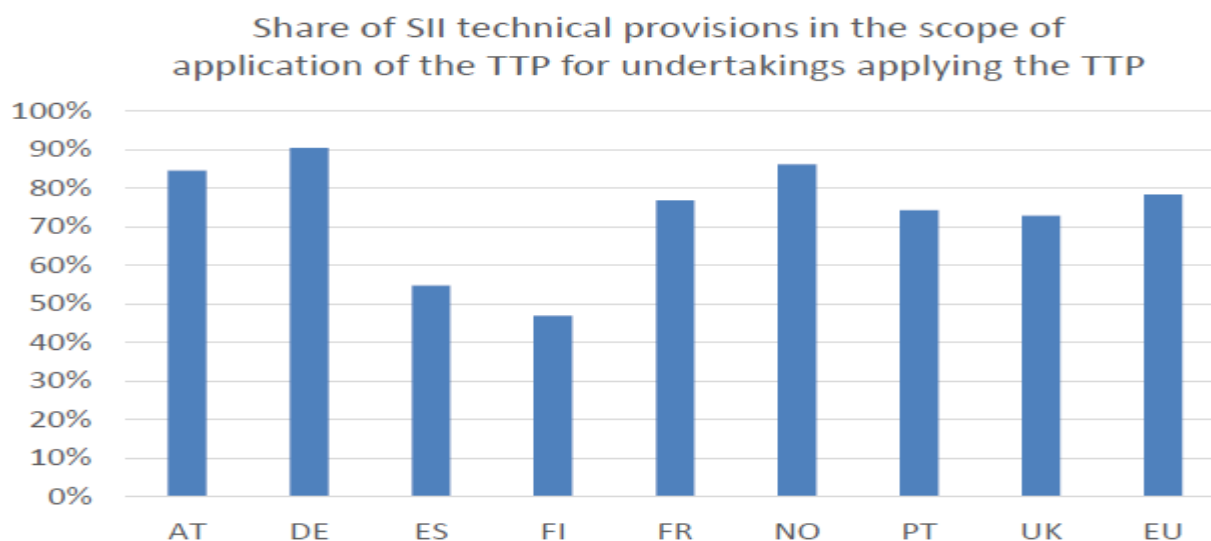
次ページの図表は、ソルベンシー II の技術的準備金に適用されている調整割合の各国間の違いの概要を示している。2017 年以降においては、フィンランドでの調整割合が相対的に低くなっている。

図表 調整差異の平均割合



会社によって提供された数値はまた、TTP の範囲内にあるソルベンシー II 技術的準備金の割合の評価を可能にしている。その目的のために、調整が適用されるソルベンシー II 技術的準備金は、各会社の合計技術的準備金と比較することができる。2019 年については、TTP を適用する会社の技術的準備金の 78% (2018 年は 84%) が移行措置の適用の範囲内にある。ただし、結果は国によって大きく異なっている。

図表 TTP 適用会社の TTP 適用範囲のソルベンシー II 技術的準備金の割合



3 | TRFR や TTP への依存度

TRFR 又は TTP を適用する会社及び PIP(phasing-in plan:段階的導入計画)の提出を求められた会社の国別内訳は、次ページの図表の通りである。

TRFR 又は TTP を適用する会社は 142 社あり、このうちの 45 社が 2019 年のある時点で SCR 全額をカバーするために TRFR 又は TTP の適用に依存しなければならなかったため、2019 年に PIP を提出しなければならなかった。ただし、2019 年末時点で、これらの会社のいくつかは SCR を遵守するために TRFR 又は TTP に既に依存していなかった。2018 年には、39 社が PIP を提出することを要求されていたので、

2019年には、6社増加している。

TTP又はTRFRを適用する会社数及びPIPを要請されている会社数

	TTP/TRFRを適用している会社数	PIPが要請されている会社数	同左 (前年度)
オーストリア	5	1	0
ベルギー	1	0	0
ドイツ	61	27	26
スペイン	19	6	7
フィンランド	7	1	0
フランス	21	2	1
ギリシャ	4	1	1
イタリア	2	2	0
リヒテンシュタイン	1	0	/
ノルウェー	5	0	0
ポルトガル	15	5	5
アイルランド	1	0	0
EEA	142	45	39

(1)段階的導入計画の見直し

初めて PIP の提出を求められた会社は、2018年にはなかったのに対して、2019年には6社が該当した。5つの管轄区域における6社は、2018年には100%のSCRカバレッジを満たしていたが、2019年にはPIPの提出を要求された、6社のうちの1社はPIPを提出できなかった。

(2)PIPの更新

会社は、監督当局の要求又は会社自身の主導で、2つの管轄区域で既存の計画を修正した。修正は主に、段階的導入や事業予測の更新の結果である。

ある会社は、移行措置に基づくポートフォリオの推定ランオフをより良くモニターするために、監督当局の要請に応じて、PIPに負債及び裏付け資産から生じる将来キャッシュフローを導入した。

(3)進捗報告書の確認

SCRを完全にカバーするために移行措置に依存している会社は、進捗報告書を年1回提出することが期待されている。NSAsは一般的に、進捗報告書は十分であり、移行措置無しでSCRを遵守することに向けての会社の進捗状況を説明している、と報告した。

殆どの場合、会社は移行措置無しでSCRを遵守することにおいて継続的な進歩を示していた、とされた。しかしながら、いまだ金利環境への依存度が高い。

(4)NSAsの見解

2018年と同様に、NSAsは一般的に、会社が移行措置への依存を2032年1月1日までに依存がなくなるまで減らすことができる、と確信している。

これは、今年の進歩により自信が強まったことである。PIPの中で会社によって計画された措置は、低金利環境下での会社のソルベンシーポジションの強化に既に効果的な貢献をしていると報告された。しかし、2つのNSAsは、低金利環境により、会社の移行措置への依存度が高まっていることに注目した。

次の図表は、ソルベンシー II の発効時及び 2019 年 12 月 31 日までの年末時点での、移行措置無しに SCR に準拠しない会社数の概要を示している。また、2016 年 1 月 1 日、2016 年 12 月 31 日、2017 年 12 月 31 日、2018 年 12 月 31 日、及び 2019 年 12 月 31 日において、移行措置無しで SCR に準拠するための適格自己資本の不足額を示している⁴。

TRFRやTTPの移行措置を適用しなかった場合の影響

	移行措置無しでSCR要件を満たせない会社				
	2016年 1月1日	2016年 12月31日	2017年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日
フランス	0	1	1	0	0
ドイツ	16	13	8	6	10
スペイン	4	3	2	2	1
ギリシャ	3	2	1	1	2
ノルウェー	0	1	0	0	0
ポルトガル	12	10	6	4	3
英国	-	13	9	8	-
合計	32	43	27	21	16

	上記会社の要件遵守のための必要適格資本(十億ユーロ)				
	2016年 1月1日	2016年 12月31日	2017年 12月31日	2018年 12月31日	2019年 12月31日
フランス	0	0.13	0.06	0	0
ドイツ	3.46	1.59	0.53	0.39	1.74
スペイン	0.14	0.23	0.14	0.13	0.01
ギリシャ	0.27	0.06	0.04	0.06	0.1
ノルウェー	0	0.01	0	0	0
ポルトガル	1.39	0.76	0.33	0.03	0.1
英国	-	6.12	5.71	3.71	-
合計	5.26	8.9	6.82	4.32	1.95

前年と比較すると、EEA レベル（英国除き、以下同じ）での移行措置無しで SCR を遵守していない会社の総数は 3 社増加し、2018 年末の 13 社から 2019 年末には 16 社となった。移行措置無しで SCR を遵守するための適格自己資本の不足額は、2018 年末の 6.1 億ユーロから 2019 年末の 19.5 億ユーロに 13.4 億ユーロ増加した。

(5)NSAs によって取られる（ことが想定されている）監督措置

NSAs は、SCR を遵守するために移行措置に依存している会社に対して取った措置や取ることを想定している措置についての報告を求められ、以下のような様々なアプローチを報告している。

- ・会社のリスクを評価する際に、TTP の適用有無の両方のケースの会社のソルベンシーポジションを検討する。
- ・2つの NSAs は、作業計画の作成時に移行措置の影響が無い会社のリスクの水準を測定し、特に SCR を完全にカバーするために移行措置に依存している場合に、TRFR 又は TTP を適用している

⁴ この表には、2016 年 LTG 報告書の時点では入手できなかったため、2016 年 1 月 1 日の英国のデータが含まれている。英国の EU 離脱のため、2019 年末の英国のデータも考慮されていない。

会社のレビューを優先する。NSAs は、会社が、リスクを測定し、リスク選好度を定義するために適切な指標（即ち、移行措置無しで）を適用し、その戦略において、移行措置の適用を通じてのみ SCR を遵守するという事実を考慮し、ソルベンシーの問題に関して AMSB（管理・経営・監督機関）に明確で関連性のある情報を提示し、SFCR（ソルベンシー財務状況報告書）に関連情報を提供する、ことを期待している。

- ある NSA は、移行措置に依存している会社数と SCR を遵守するために移行措置が必要とされる程度を定期的に市場に明示的に通知している。
- ある NSA は、追加の四半期報告を伴う「早期警告」を通じて、リスクがあるとみなされ、将来のソルベンシーの状況を危険にさらす可能性があると考えられる場合、配当金の支払いに同意しない会社を特定すると述べた。
- ある NSA は、SCR を遵守するために技術的準備金に関する移行措置に依存している会社に立入検査を行った。これらの立入検査の結果、採用された措置が効果的でなく、再計算が必要な場合、PIP を修正する監督措置が取られた。
- NSAs は一般的に、会社が PIP に取り組んでいる措置を実施することを期待し、進捗報告書をレビューして移行期間中の進捗状況を監視すると報告した。必要に応じて、会社の代表者との詳細な議論のための規制会議が設けられる。NSAs は、PIP 又は進捗報告書が不十分であり、この不十分さが修正計画によって修正されない場合、移行措置の取消が考慮されると報告した。

3—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA の報告書の第 3 のセクションから、TRFR と TTP という移行措置の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告してきた。

TTP については、主要国の保険会社が適用しているが、特に英国やドイツで、SCR の遵守の上で大きな意味合いを有するものとなっている。また、今回の報告書では、SCR 全額をカバーするために TRFR や TTP という移行措置を適用している会社に対する PIP に関する状況や、それを受けての NSAs のレビューや監督措置等が明らかにされている。移行措置適用の収束に向けて、今後各保険会社がどのような対策を図り、それに対して各国監督当局がどのように対応していくのかは大変興味深い。

次回の 4 回目のレポートでは、MA（マッチング調整）、DBER（デュレーションベースの株式リスクサブモジュール）と ED（株式リスクチャージの対称調整メカニズム）という株式リスク措置及び ERP（ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長）の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告する。

以上